

## Member Circular 6/2018

### 米国、対イラン制裁再開を決定

---

こちらは、英文記事「[Iran - re-imposition of US sanctions](#)」（2018年5月）の和訳です。

トランプ米大統領は2018年5月8日付で、イラン核問題に関する「包括的共同作業計画（JCPOA）」を離脱し、JCPOAの下で解除してきた対イラン経済制裁を再開する決定を発表しました。これにより今後、イランとの海上取引や、これに付随する保険提供にも大きな影響があるものと考えられます。

米国財務省は5月8日付で、米国二次制裁再開による影響に関するFAQ（よくある質問）を公表しており、次のリンクからご覧いただけます。

[https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/jcpoa\\_winddown\\_faqs.pdf](https://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/jcpoa_winddown_faqs.pdf)

国際P&Iグループ（IG）では現在、5月8日付大統領令の適用に関する各事項について、OFAC（財務省外国資産管理局）に詳細説明を直接求めております。具体的には、5月8日より前に締結していた契約上の義務を制裁発動までの猶予期間中に引き続き履行できるかという問題や、8月6日・11月4日の各猶予期間終了後はイランとの間でどのような取引が認められるか、さらに、米国の保険会社・再保険会社の米国外関連会社・子会社に対して適用されるGeneral License Hの今後の扱いはどのようになるかといった問題についてなどです。また、米国以外のJCPOA参加国が、引き続きJCPOAを支持する姿勢を改めて示したことを受け、米国の決定や今後EUがとり得る措置が、IGやその再保険者にどのような影響を与え得るかについて、英財務省とEU対外行動局にも確認を行っております。このように他のJCPOA参加国が引き続きJCPOAを支持する一方で、米国は最近になって追加制裁を科すことも示唆しており、短期的には状況は更に複雑化する可能性があります。米国はJCPOA履行日である2016年1月16日より対イラン制裁の緩和を行ってきましたが、今回の決定により履行日以前の立場に戻ることであります。イランとの取引を検討している船主、用船者の皆様におかれましては、保険提供が米国制裁に抵触するおそれがある場合においては、イラン関連取引に対して従来のP&Iカバーが提供できない可能性があることをご了承いただけますようお願いいたします。

#### イランへの寄港

米国のJCPOA離脱により想定される影響として、船舶が拘留（航行差し止め）された場合に、イランと何らかの関連があるクレームについては、クラブが保証を提供するのが難しくなる可能性がある点が挙げられます。

特に、イランの港湾に関連する大型クレームに関して保証が必要である場合には、保証を提供できない可

能性が高くなります。というのも、米国はイランの港湾オペレーターに対しても制裁を再開する予定であり、同制裁の下、「イランで港湾を運営していると判定された者...のために又はその者の利益となるように、活動又は取引を支持する目的で、大規模な金銭、物資、技術、その他の支援」を提供する者には罰金が科されることとなるためです。イランの港湾に対する二次制裁再開を巡る問題については依然不透明であり、IGはこの点についても OFAC に説明を求めています。

また、5月8日より前に締結された契約に基づいて、2018年8月6日・11月4日までの各猶予期間にイランの港湾に寄港することについても、あらゆる点で不明確であり、現在 OFAC に説明や指示を求めている状況です。

このように、イランの港湾に対する二次制裁の再開については依然不透明な部分が多いため、イランへの寄港に際しては注意が必要です。特に5月8日以降に締結した契約に基づいて寄港する場合や、2018年11月4日より後に取引で寄港する場合には注意するようにしてください。積載貨物や取引関係者が米国の制裁に抵触することがないように十分な注意を払うことをお勧めします。とはいえ現時点では、イランの港湾オペレーターとの通常取引について米国当局からは何ら明確な指針が示されていない点、改めて申し添えます。

## **制裁対象者**

2016年1月の JCPOA 履行日以降、米国の制裁対象者リストからは数百単位の個人・団体が外されておりましたが、今回の決定により、2018年11月5日までにこうした当事者が再度リストに掲載されることとなります。また、再掲載された場合、当事者の大多数が二次制裁の対象になるものと思われます。

## **90 日間の猶予期間の対象となる海事活動**

2018年8月6日の猶予期間終了後は、イランとの間で、グラファイト、(アルミ・鉄などの) 金属の原料・半加工品、石炭、又は産業プロセスを統合するためのソフトウェアを直接又は間接的に販売、供給、譲渡する場合において、当該物資が以下の条件に該当するときは、制裁の対象となる可能性があります。

- イランのエネルギー・海運・造船セクター、又はイランの革命防衛隊が直接又は間接的に管理しているイランの経済セクターに関連する使用が予定されている。
- 制裁対象者リスト (SDN リスト) に掲載されているイラン国民 (制裁対象に指定されていないイラン金融機関は除く) との間で売買、供給又は譲渡されている。
- イランにおける核・軍事・弾道ミサイルプログラムに関連する使用が予定されている。

**また、2018年8月6日の猶予期間終了後は、次の項目に対する制裁が再開されます。**

- イランとの金又は貴金属取引

- イラン通貨の売買に関する大規模取引、又はイラン国外での多額のイラン通貨建て資金又は口座の保有
- イラン国債の購入、引き受け又は発行促進
- イランの自動車セクター

## 180 日間の猶予期間の対象となる海事・非海事活動

2018 年 11 月 4 日の猶予期間終了後は、次の項目に対する米国制裁が再開されます。

- イランのエネルギーセクター
- イランの港湾オペレーター
- イランの海運・造船セクター [Islamic Republic of Iran Shipping Lines (IRISL)、South Shipping Line、及びこれらの関連会社を含む]
- イラン国営石油会社 (NIOC)、Naftiran Intertrade Company (NICO)、イラン国営タンカー公社 (NITC) 等との石油関連取引 (イランからの石油、石油製品又は石油化学製品の購入を含む)
- 引受業務、保険又は再保険の提供
- イラン中央銀行又は国防権限法 (NDAA) 第 1245 条で指定されているその他のイラン金融機関と、外国金融機関との間の取引
- イランの中央銀行又はその他金融機関への専門的金融メッセージ・サービスの提供

米国財務省の FAQ では、上記活動に従事する一切の者に対し、制裁や執行措置の対象とならないよう猶予期間の終了時までに必要な措置を講じ、上記活動を縮小するべきであると述べています。

制裁発動の猶予期間は、2018 年 5 月 8 日までに既に開始していたイランとの取引を、期間内に段階的に縮小できるよう設けられたものです。OFAC FAQ 2.2 では、適用される猶予期間内に取引を終えるのであれば 2018 年 5 月 8 日以降であっても新たにイラン関連の取引を開始してよいかという質問を取り上げています。FAQ 2.2 の回答はあまり明確ではありませんが、OFAC に非公式に確認したところでは、2018 年 5 月 8 日以降に新たな取引を開始した場合は、仮に該当する猶予期間内に取引を終えられるとしても制裁対象となり、罰金が科される可能性があるとのことでした。

また、米国は、JCPOA に基づく制裁緩和策として発行してきた個別ライセンス及び一般ライセンスについても、やはり猶予期間を設けて撤回する意向であり、米国企業の所有・支配下の米国外企業に対して特定のイラン関連活動への従事を認める「General License H」もその対象となります。

IG では引き続き、上記の事項、特に米国の制裁再開の実施状況と船主責任及びクラブのカバーへの影響について、米国・EU の各規制当局に確認を行い、詳しい説明を求めていく考えです。当面、メンバーの皆様におかれましては、保険カバーの提供については各所属クラブに直接お問い合わせのうえ助言や指示を受けていただき、法的事項については専門の弁護士から助言を得ていただきますようお願いいたします。

ます。

このサーキュラーの記載事項に関する詳しい情報については、米国の法律事務所である Freehill, Hogan & Mahar ([こちら](#)) と Gibson Dunn ([こちら](#)) の説明をご覧ください。

国際 P&I グループに加入するすべてのクラブが同様のサーキュラーを発行しています。

上記に関するご質問は、[Lars Lislegard-Bækken](#)、[Tore Svinøy](#)、[Ingvild Høgenes Nilsen](#) またはガードジャパン株式会社 ([gardjapan@gard.no](mailto:gardjapan@gard.no)) までお問い合わせください。

## GARD AS



Rolf Thore Roppestad  
CEO (最高経営責任者)

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。